

土佐清水市人材育成奨学資金等助成金制度

土佐清水市では、清水高校卒業生で大学などに進学後、奨学金を返還しながら地元で働く若者を対象に、年間返還金(上限 17 万円)を助成する「土佐清水市人材育成奨学資金等助成金制度」を行っています。

申請を希望される方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

制度の目的

地域に唯一ある高知県立清水高等学校から短期大学、専門学校、大学等へ進学した生徒に対する支援と、若い世代の土佐清水市への定住による人口の増加を促進し、地域の活性化を図る

対象者

①～⑥すべてを満たす方

- ① 高知県立清水高等学校を卒業後、短期大学・専門学校・大学等へ進学し卒業した方
- ② 申請初年度の4月1日において満30歳未満
- ③ 申請した時点で土佐清水市内に住所があり、実際に居住している
- ④ 申請初年度から5年以上土佐清水市内に居住する意思がある
- ⑤ 土佐清水市内で就業、若しくは幡多地域内※の職場へ通勤している
- ⑥ 奨学金等を遅滞なく返済しており、市税等の滞納をしていない

※幡多地域・・・四万十市、宿毛市、大月町、黒潮町、三原村

対象外:暴力団員または暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者



助成内容

上限 17 万円(年間)※前年度の4月～3月までに返還した額

対象奨学金

- ① 土佐清水市関西学院大学入学準備金
 - ② 土佐清水市奨学資金
 - ③ 日本学生支援機構奨学金第一種又は第二種
- ※②及び③は重複して助成の対象とはならない



申請期間

申請期間:毎年 4 月 1 日～9 月 30 日

・1年間の奨学金返還後に、各種申請書類を提出していただきます。

返還について

申請初年度から5年以内に、市外へ転出や仕事を辞めるなどした場合には、交付した助成金の全部又は一部を返還していただきます。

【問い合わせ先】 土佐清水市役所こども未来課(学校教育係)

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町 11-2

TEL:0880-82-1116/FAX:0880-82-1257

